本案ノ説明者ハ統一辯務ノ方法トシテ産業組合法ニ依ル
ア及組合員ヲ産業組合何レモ共働社トシテ籍ニ入レ実ニ組織
含社ノ性質ノミニ限ラサル一般共通ナル方法ニ及ホストモ如何
ナラスヤトシテ本案ノ説明シタルモ趣旨鮮明ナラサリシ為
多数ノ種々ナル質問出デ説明者ノ答弁亦肯綮ニ値セサ
リシ為メ議論混線シ兵庫及十会ハ反対意見ヲ出デタ
ガ二本議長ハ議論ガ枝葉ニ亘リテ行ハレテ居ル様ニ思フ
ガ併シ法曹組合ノ事トシテ辯務統一ノ必要ハ充分アル事ナ
ルカラ之ヲ其ノ為メニ努力スル事トシ法人問題、名称及
各部ニ於ケル問題等ハ各充分研究スル事トシテ執行
委員會ニ一任シテハ如何トノ意見ヲ出シ之ヲ決定

8. 永年勤続者優遇ニ関スル件 ─ 可決

9. 官憲暴圧糾弾ニ関スル件 ─ 可決
提出 兵庫支部 説明 平井増吉
提出 十会支部 説明 吉田英治

(十三) 各種委員會報告

法規委員會報告 委員長 吉田英治 ─ 承認
当然改正ヲ要スベキモノアルモ経済的ニハ不可能故斯新ニ
選任セラルル本部役員ニ一任

予算委員會報告 委員長 鈴木弥作 ─ 承認
一代議員ヨリ予備費ノ除外ヲ致ニ拘ラルルハ戦術上不利
ナル故ニ公開ノ席上発表ヲ差控ヘラレタシトノ動議
ガアリテ本年ト同一ノ率ニテ計上スルコトトシタ

決算委員會報告 委員長 [illegible] ─ 承認

財團法人 協調會